○経済産業省告示第二百十四号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の適用を受けない火工品を次のように指定したので、告示する。

なお、平成十七年経済産業省告示第三百四十六号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づく火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定した件）は、廃止する。

平成二十二年九月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　自動車用エアバッグガス発生器に組み込んで用いる点火具であって、次の要件を満たすもの

イ　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下同じ。）の量が〇・二六グラム以下のもの又は火薬の量が〇・〇九グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇二五グラム以下のものであること。ただし、点火部（点火具の部分品であって、点火薬が充てんされているものをいう。以下同じ。）を二つ有する点火具の場合には、それぞれの点火部の火薬の量が〇・二六グラム以下であること。

ロ　電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。

ハ　火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。

ニ　外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ　内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

二　自動車用ドアヒンジの固定解除装置に用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの

イ　火薬の量が〇・二六グラム以下のもの又は火薬の量が〇・〇九グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇二五グラム以下のものであること。

ロ　電気により点火し、ガスを発生させる構造であること。

ハ　火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。

ニ　外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ　内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

○経済産業省告示第二百十五号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の適用を受けない火工品を次のように指定したので、告示する。

なお、平成九年経済産業省告示第百六十一号（火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づく火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定した件）は、廃止する。

平成二十二年九月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　電流緊急遮断装置用遮断筒であって、爆薬〇・八グラム以下のもの

二　酸素吸入器の酸素発生剤の着火の用に供する点火装置であって、爆薬〇・〇二グラム以下のもの

三　救命無線機用自動膨張装置に用いるガス発生器であって、火薬〇・二グラム以下、爆薬〇・〇一グラム以下のもの

四　自動車用シートベルト引っ張り固定器又は防犯用インク噴射装置に用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの

イ　火薬二・〇グラム以下、爆薬〇・〇八グラム以下であること。

ロ　キリによる衝撃又は電気により点火し、ガスを発生させる構造であること。

ハ　火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。

ニ　ケースはアルミニウム合金その他の合金製で、かつ、防錆性を有する材質であること。

五　熱電池であって、次の要件を満たすもの

イ　火薬を用いず、かつ、爆薬の量が〇・〇六グラム以下のもの、火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二六グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇一グラム以下のもの又は火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一七グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇五グラム以下であること。

ロ　電気により点火し、電解質を溶融させて電力を発生させる構造であること。

ハ　火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。

ニ　電池ケース及び電池カバーは、防錆性を有する材質であること。

ホ　電池ケース及び電池カバーは、気密性を有し、爆発、燃焼により塑性変形しない材質であること。

○国土交通省告示第千二十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業の施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年九月九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十一年三月十六日から平成二十八年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字太鼓田、字伊勢浦、字陣屋及び字寺田の各一部、菖蒲町三箇字矢島、字餅面及び字大久保の各一部

四　土地区画整理事業の名称　蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻四一二四番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十一年三月十六日

七　施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　告示の日と同日

○国土交通省告示第千二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年九月九日

国土交通大臣　前原　誠司

第1　起業者の名称　国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第2　事業の種類　一般国道468号新設工事（首都圏中央連絡自動車道）［有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」］（千葉県東金市小野字岡ノ谷地内から同県山武郡大網白里町小西字神関堂地内まで、同町大竹字若司谷地内から茂原市国府関字上岩出地内まで及び同県長生郡長柄町榎本字和合地内から同町榎本字関下地内までの間）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

第3　1　収用の部分　千葉県東金市小野字岡ノ谷、字岡台、字鉢ヶ谷、字蕨谷、字茗荷沢、字貝柄及び字十石並びに丘山台二丁目地内

千葉県山武郡大網白里町養安寺字台及び字宮下、季美の森南五丁目、小西字城山、字堀之内、字楠、字城谷、字宮山、字殿前、字宮下及び字神関堂、大竹字若司谷、字大竹及び字谷、南玉字上岩井戸、字岩井戸、字高塚及び字高塚脇、池田字外池田及び字御茶屋、小中字駒橋、字上七反目、字宮ノ前、字根竹、字上門谷前、字上道端土、字関田及び字耕地、神房字打越、字殿谷及び字宮ノ下並びに萱野字北横峯、字西清水谷、字東南谷、字東清水谷及び字南谷地内

千葉県千葉市緑区小食土町地内

千葉県茂原市桂字辻ノ代、字小高前、字いや川、字梶谷及び字小滝谷、吉井上字笹子、柴名字笹子、字兜谷、字東之谷、字杢ノ木、字滝ノ谷、字間之山、字養土及び字天神廟、字上太田字二子塚、字木出、字天神廟、字葉多、字左鉢、字床城、字谷台、字土台尻、字土台谷、字役房、字八幡台及び字山田、大沢字切懸、字泉ケ口、字前田、字深谷及び字番道、真名字平地谷、字釜田、字宿谷、字亀塚、字熊野、字岩川、字向宿、字堀ノ内、字下ノ谷、字御靈前、字御留谷、字打越、字来地谷、字内来地、字内来地前及び字西新町並びに国府関字當長谷、字生松、字久下及び字上岩出地内

千葉県長生郡長柄町榎本字和合、字本合、字打手及び字関下地内